

新型コロナウイルス感染症(追加措置の発表)

1 5月20日, チリ保健省は, 新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

・3月18日(水)から5月20日(水)までの期限で実施されていた国境閉鎖措置(出国制限はない)について, 5月21日(木)から5月27日(水)まで7日間延長する(再延長の可能性有り)。

2 5月22日時点で, チリ国内では61, 857名(死亡者630名)のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い, 自宅待機を行うとともに, 引き続き, 最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し, 感染予防に努めて下さい。万が一, 警察による検問, 医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省(チリにおけるコロナウイルス感染者数)

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府(コロナウイルス関連)

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html